

土地の譲渡も一昨年来、増加の一途をたどっています。当町においても四十四年度十八件、四十五年度三十一件、四十六年度百二十件と年々増え続けています。この数字はいづれも国税の対象となるもので一定金額以下（譲渡所得特別控除以下）のものは含まれません。これを含めると倍以上の譲渡件数になります。

そこで、これから土地の譲渡をしたいという方々の参考に譲渡所得に課税される税額を計算してみ

以上が長期譲渡の計算例ですが、同じ一千円で譲渡したとしますが、土地の所有期間が五年以内の短期譲渡となると計算方法が次のようになります。

②短期譲渡所得

但し、三年前に五百円で取得したと仮定します。

取得費五百万円、譲渡価額一千円で特別控除なし。

$1000\text{万円} - 500\text{万円} = 500\text{万円} \times 52\%$

(所得税40%)

(住民税12%)

税額 260万円 (所得税 200万円) (住民税 60万円)

以上が長期譲渡の計算例ですが、同じ一千円で譲渡したとしますが、昭和二十八年以降に買った土地は実際に買った値段とされています。

③住宅の買換制度の廃止と一千円控除の新設。

従来は、土地や建物を売った場合はその代金で自分の住む家やその敷地を買いさえすればそのため使った代金には税金はかかりませんでしたが、この制度は廃止され

税務大学校 学生募集!!

ただいま国税庁では昭和四十七年度国家公務員採用初級試験（税務）の募集をしております。

この試験に合格しますと、国家公務員として採用され税務大学校へ全員入校して一年間大字水準の教養と将来必要とされる専門的知識の教育を受け卒業しますと税務の第一線へ配属されます（この入校の間は国家公務員として身分は保障され給与も支給されます）

試験の日程等は次のとおりです。

一、受験資格 昭和二十七年四月

二日から昭和三十年四月一日までに生れた男子（学歴不問）

二、願書受付 七月五日（水）から七月二十日（木）まで

三、第一次試験 十月一日（日）筆記試験

四、第二次試験 十月二十六日から十一月一日までの間に直接試験

身体検査

詳細については税務署総務課までお問い合わせください。

家族みんなで注意をし合い早寝早起、食物には十分気をつけて、快適な夏休みを過ごせる様に。

広報係ではみなさんの投稿を心からお待ちしております。

どうぞお送り下さい。

今月の行事予定

七月十日

ボンブ操法訓練（光中）

七月十一日

定期農業委員会議（役場）

七月十四日

農業委員選挙投票日

七月十七日

ボンブ操法大会（光中）

七月二十六日

合同行政相談（橋場青年館）

編集後記

澄みきった空、ギラギラ照りつける太陽、もくもくわきでる入道雲、七月は子供達にとってたのしい夏休みがはじまります。

この時期には毎年子供の水難事故が相次いで起こります。もすれば子供達の生活が不規則になりますがちです。

家族みんなで注意をし合い早寝早起、食物には十分気をつけて、快適な夏休みを過ごせる様に。

広報係ではみなさんの投稿を心からお待ちしております。

どうぞお送り下さい。

広報係ではみなさんの投稿を心からお待ちしております。

土地の譲渡も一昨年来、増加の一途をたどっています。当町においても四十四年度十八件、四十五年度三十一件、四十六年度百二十件と年々増え続けています。この数字はいづれも国税の対象となるもので一定金額以下（譲渡所得特別控除以下）のものは含まれません。これを含めると倍以上の譲渡件数になります。

そこで、これから土地の譲渡をしたいという方々の参考に譲渡所得に課税される税額を計算してみ

税金のしおり

土地の譲渡に対する課税

となります。

◎長期譲渡所得に対する税率

四十七年と四十八年は

所得税十五% 住民税五%

四十九年と五十年は

所得税二十% 住民税六%

五十年まで

所得税二十% 住民税六%

五十年まで

所得税二十% 住民税六%

五十年まで

所得税二十% 住民税六%

となります。

◎長期譲渡所得に対する税率

四十七年と四十八年は

所得税十五% 住民税五%

四十九年と五十年は

所得税二十% 住民税六%

五十年まで

所得税二十% 住民税六%

五十年まで

所得税二十% 住民税六%

五十年まで

所得税二十% 住民税六%

土地を一千円で売ったとすると本当の利益は九百九十万円ですが分離課税をするときの譲渡益は、 $1000\text{万円} - (1000 \times 5\%) = 950\text{万円}$ と計算されます。これから百万円の特別控除した残りの金額に税率を乗じるわけです。

土地を一千円で買つたとすると本当の利益は九百九十万円ですが分離課税をするときの譲渡益は、 $1000\text{万円} - (1000 \times 5\%) = 950\text{万円}$ と計算されます。これから百万円の特別控除した残りの金額に税率を乗じるわけです。

尚、土地の取得費は昭和二十七年

十二月三十一日以前に買った土地です。

尚、土地の取得費は昭和二十七年

十二月三十一日以前に買った土地です。